

有効期間満了日 令和13年3月31日
熊生環第87号
令和7年2月7日

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について（通達）

「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の公布について（通達）」（令和6年6月18日付け熊生環第335号）により通達したとおり、令和6年6月14日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）については、令和7年3月1日から施行される。

また、改正法の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第2号。以下「改正府令」という。）、指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第3号）、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第4号）及び猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第1号）が令和7年1月24日公布され、令和7年3月1日から施行されることとなった。

今回新たに施行される改正規定の趣旨、内容及び留意事項は別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について（通達）」（令和7年1月24日付け警察庁丙保発第1号）のとおりであるので、改正規定が円滑に施行されるよう、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。